

御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を
改正する規則

御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する規則(令和2年御杖村規則第6号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第8条の2 条例第6条の2の規定において準用する給与条例第7条の2に規定する地域手当の額については、一般職の職員の例による。

別表中

を

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。